

令和5年度等級区分に対応する発注標準金額表

土木工事	等級区分		発注工事費区分		業者規定数	備考
条件付 一般競争入札			2億円以上		指名委員会にて決定	指名方法、条件等の詳細については指名委員会にて決定
指名競争入札	A	A1	5,000万円以上	2億円未満	各等級区分の格付業者数 (期間内に落札した者及び 入札参加制限を受けている 者を除く)	期間内落札件数1件 指名可能業者数が10者を下回る場合は、落札件数の制限を解除し、以降の案件で期間内落札件数1件 ※7月～翌年6月を1つの期間とする。 ※ただし、令和5年度は移行のため、4月～6月を1つの期間とし、7月から次の期間を始める。
		A2		1億5,000万円未満		
		a2		9,000万円未満		
	B		2,000万円以上	5,000万円未満		
	C		600万円以上	2,000万円未満		
	DE			600万円未満		
建築工事	等級区分		発注工事費区分		業者規定数	備考
条件付 一般競争入札			3億円以上		指名委員会にて決定	指名方法、条件等の詳細については指名委員会にて決定
指名競争入札	AB	AB1	3,000万円以上	3億円未満	各等級区分の格付業者数 (期間内に落札した者及び 入札参加制限を受けている 者を除く)	期間内落札件数1件 指名可能業者数が10者を下回る場合は、落札件数の制限を解除し、以降の案件で期間内落札件数1件 ※7月～翌年6月を1つの期間とする。 ※ただし、令和5年度は移行のため、4月～6月を1つの期間とし、7月から次の期間を始める。
		AB2		1億5,000万円未満		
		ab2				
	C		600万円以上	3,000万円未満		
	DE			600万円未満		

この表は、工事発注時の標準を示し、工事の規模、専門性、難易度等を考慮し、随意契約等により、この標準表によらない発注を行なう場合があります。

令和5年度等級区分に対応する発注標準金額表

舗装工事	等級区分	発注工事費区分		業者規定数	備考
指名競争入札 (原則)		5,000万円以上		指名委員会にて決定	指名方法、条件等の詳細については指名委員会にて決定
指名競争入札	A B	1,000万円以上	5,000万円未満	各等級区分の格付業者数 (期間内に落札した者及び 入札参加制限を受けている 者を除く)	期間内落札件数1件 指名可能業者数が10者を下回る場合は、落札件数の制限を解除し、以降の案件で期間内落札件数1件 ※7月～翌年6月を1つの期間とする。 ※ただし、令和5年度は移行のため、4月～6月を1つの期間とし、7月から次の期間を始める。
	A B C D		1,000万円未満		
電気工事	等級区分	発注工事費区分		業者規定数	備考
指名競争入札 (原則)		5,000万円以上		指名委員会にて決定	指名方法、条件等の詳細については指名委員会にて決定
指名競争入札	A	1,000万円以上	5,000万円未満	各等級区分の格付業者数 (期間内に落札した者及び 入札参加制限を受けている 者を除く)	期間内落札件数1件 指名可能業者数が10者を下回る場合は、落札件数の制限を解除し、以降の案件で期間内落札件数1件 ※7月～翌年6月を1つの期間とする。 ※ただし、令和5年度は移行のため、4月～6月を1つの期間とし、7月から次の期間を始める。
			3,000万円未満		
	Aa B C	1,000万円未満			
管工事(衛生)	等級区分	発注工事費区分		業者規定数	備考
指名競争入札 (原則)		5,000万円以上		指名委員会にて決定	指名方法、条件等の詳細については指名委員会にて決定
指名競争入札	A	1,000万円以上	5,000万円未満	各等級区分の格付業者数 (期間内に落札した者及び 入札参加制限を受けている 者を除く)	期間内落札件数1件 指名可能業者数が10者を下回る場合は、落札件数の制限を解除し、以降の案件で期間内落札件数1件 ※7月～翌年6月を1つの期間とする。 ※ただし、令和5年度は移行のため、4月～6月を1つの期間とし、7月から次の期間を始める。
	B C		1,000万円未満		

この表は、工事発注時の標準を示し、工事の規模、専門性、難易度等を考慮し、随意契約等により、この標準表によらない発注を行なう場合があります。

令和5年度等級区分に対応する発注標準金額表

造園工事	等級区分	発注工事費区分		業者規定数	備 考
指名競争入札 (原則)	/	5,000万円以上		指名委員会にて決定	指名方法、条件等の詳細については指名委員会にて決定
指名競争入札	A	1,000万円以上	5,000万円未満	各等級区分の格付業者数 (期間内に落札した者及び 入札参加制限を受けている 者を除く)	期間内落札件数1件 指名可能業者数が10者を下回る場合は、落札件数の制限を解除し、以降の案件で期間内落札件数1件 ※7月～翌年6月を1つの期間とする。 ※ただし、令和5年度は移行のため、4月～6月を1つの期間とし、7月から次の期間を始める。
	A B C		1,000万円未満		
その他工事	等級区分	発注工事費区分		業者規定数	備 考
指名競争入札 (原則)	/	5,000万円以上		指名委員会にて決定	指名方法、条件等の詳細については指名委員会にて決定
指名競争入札	/	130万円以上	5,000万円未満	市内優先10社	工種、規模、専門性、難易度、営業実績等を考慮し、指名回数に偏りが生じないように指名。
		130万円未満		市内3社	

この表は、工事発注時の標準を示し、工事の規模、専門性、難易度等を考慮し、随意契約等により、この標準表によらない発注を行なう場合があります。